

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 22 日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁救急企画室

鳥インフルエンザ発生への対応について（お知らせ）

これまで、高病原性鳥インフルエンザの発生事例について、都度情報提供をしてきたところです。特に家きんにおいては、今シーズン、10月下旬に岡山県での発生が確認されて以来、全国各地で相次いで発生が確認されていることから、政府では、本日、別添のとおり「鳥インフルエンザ関係閣僚会議」を開催し、引き続き関係府省庁が緊密に連携して、政府一丸となって対応に取り組む方針を確認しました。

鳥インフルエンザウイルスについては、国外で感染した鶏やその死体等に濃厚に接触した場合に、人に感染した事例がまれに確認されているのみではありますが、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対して情報の提供を行うとともに、感染予防の留意事項の周知等必要な対応について遺漏がないよう、よろしく願いいたします。

また、関係機関から消防機関に、協力依頼があった場合は、必要に応じて御協力いただきますようお願いいたします。

(連絡先)

消防庁救急企画室

TEL : 03-5253-7529 FAX : 03-5253-7532

担当 : 岡澤補佐、平山主査、篠原事務官、橋本事務官

鳥インフルエンザ関係閣僚会議

日 時：令和4年12月22日（木）10：40～10：55

場 所：官邸2階小ホール

議 題：令和4年度シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生への対応について

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

高病原性鳥インフルエンザの 発生状況及び対策について

令和4年12月
農林水産省

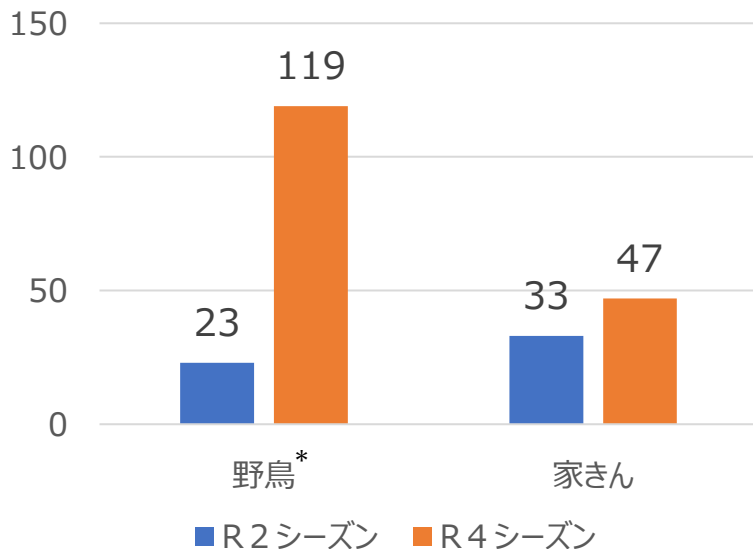
今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの特徴

- 海外においては、今シーズンも韓国で発生が確認されているほか、欧米では夏以降現在に至るまで継続して発生が確認。
- そのような中、我が国では、野鳥での感染がこれまでで最も早く（9月25日）確認。専門家は、全国的に環境中のウイルス濃度が高まっていると考えられると指摘。
- 家きんの発生もこれまでで最も早い（10月28日）。発生のパースや殺処分数については令和2年度シーズンを上回って推移。他方、基本的には、早期発見・早期通報及び防疫措置は適切にできており、それぞれの発生事例について早期封じ込めはできている。

(1) 初発確認日

	R 2年	R 4年
野鳥	10月24日	9月25日
家きん	11月5日	10月28日

(2) 発生事例数（初発日から55日後の間）



※殺処分羽数 R2：478万羽、R4：714万羽

*野鳥発生事例数：環境省HP参照

(3) R4年における防疫措置の進捗状況

※1: 疑似患者と確認した日 ※2: 飼養羽数は疑似患者確認時の羽数

発生場所	発生日 ※1	飼養羽数 ※2	防疫措置に要した時間	発生場所	発生日 ※1	飼養羽数 ※2	防疫措置に要した時間
① 岡山 1	10月28日	採卵鶏・約17万羽	約6日	②⑥ 佐賀 1	12月6日	採卵鶏・約3万羽	約1.5日
② 北海道 1	10月28日	肉用鶏・約17万羽	約6日	②⑦ 鹿児島 6	12月7日	採卵鶏・約6万羽	約1日
③ 香川 1	11月1日	採卵鶏・約4万羽	約3.5日	②⑧ 福島 2	12月7日	採卵鶏・約10万羽	約4日
④ 茨城 1	11月4日	採卵鶏・約104万羽	約18.5日	②⑨ 山形 1	12月8日	採卵鶏・約2.7万羽	約4.5日
⑤ 岡山 2	11月4日	採卵鶏・約51万羽	約14日	②⑩ 鹿児島 7	12月8日	採卵鶏・約6.3万羽	約7日
⑥ 北海道 2	11月7日	肉用鶏・約15万羽	約6日	③⑪ 愛知 2	12月8日	あひる・約0.1万羽	約2日
⑦ 岡山 3	11月11日	採卵鶏・約3.4万羽	約7日	③⑫ 鹿児島 8	12月9日	採卵鶏・約22万羽	約5日
⑧ 和歌山 1	11月11日	あひる等・約60羽	1日未満	③⑬ 香川 4	12月11日	採卵鶏・約8万羽	約4日
⑨ 兵庫 1	11月13日	採卵鶏・約4.4万羽	約2.5日	③⑭ 鹿児島 9	12月11日	採卵鶏・約2.2万羽	約4日
⑩ 鹿児島 1	11月18日	採卵鶏・約12万羽	約3日	④⑮ 青森 2	12月15日	採卵鶏・約137万羽	実施中
⑪ 新潟 1	11月18日	肉用鶏・約15万羽	約6日	④⑯ 広島 1	12月16日	採卵鶏・約12万羽	殺処分終了
⑫ 宮崎 1	11月20日	採卵鶏・約16万羽	約2.5日	④⑰ 沖縄 1	12月16日	採卵鶏・約4.5万羽	約5日
⑬ 青森 1	11月20日	肉用鶏・約12.2万羽	約4日	④⑱ 埼玉 1	12月17日	採卵鶏・約19.4万羽	実施中
⑭ 香川 2	11月22日	肉用鶏・約2.4万羽	約4.5日	④⑲ 鹿児島 10	12月18日	採卵鶏・約3.5万羽	約2日
⑮ 香川 3	11月23日	採卵鶏・約1.4万羽	約3.5日	④⑳ 福岡 1	12月19日	採卵鶏・約5.4万羽	殺処分終了
⑯ 宮城 1	11月23日	肉用鶏・約2.1万羽	約1.5日	④㉑ 鹿児島 11	12月19日	採卵鶏・約7万羽	殺処分終了
⑰ 鹿児島 2	11月24日	採卵鶏・約7万羽	約3日	④㉒ 広島 2	12月19日	採卵鶏・約18.7万羽	実施中
⑱ 千葉 1	11月26日	あひる・20羽	1日未満	④㉓ 岡山 4	12月20日	あひる・約2.3万羽	殺処分終了
⑲ 鹿児島 3	11月27日	採卵鶏・約47万羽	約5.5日	④㉔ 宮崎 2	12月21日	肉養鶏・約5万羽	殺処分終了
⑳ 福島 1	11月29日	肉用鶏・約1.7万羽	約2日	④㉕ 鹿児島 12	12月21日	肉養鶏・約3.7万羽	実施中
㉑ 和歌山 2	11月30日	採卵鶏・約4.6万羽	約5日	④㉖ 長崎県 1	12月22日	採卵鶏・約2.7万羽	実施中
㉒ 鳥取 1	12月1日	採卵鶏・約11万羽	約5日	④㉗ 茨城県 2	12月22日	採卵鶏・11万羽	実施中
㉓ 鹿児島 4	12月2日	採卵鶏・約12万羽	約3日				
㉔ 鹿児島 5	12月4日	採卵鶏・約3.4万羽	約2.5日				
㉕ 愛知 1	12月5日	採卵鶏・約31万羽	約10日				

総理指示(10月28日)を受けた対応について

<総理指示> (10月28日)

- ① 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- ② 現場の情報をしっかり収集すること。
- ③ 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

<対応>

- ① 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。
- ② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。
- ③ 関係省庁(※)と連携し、都道府県が実施する防疫措置(当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等)について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。(また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、県に野鳥の監視を強化するよう要請。)
- ④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等(鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等)を実施。

(※) 関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

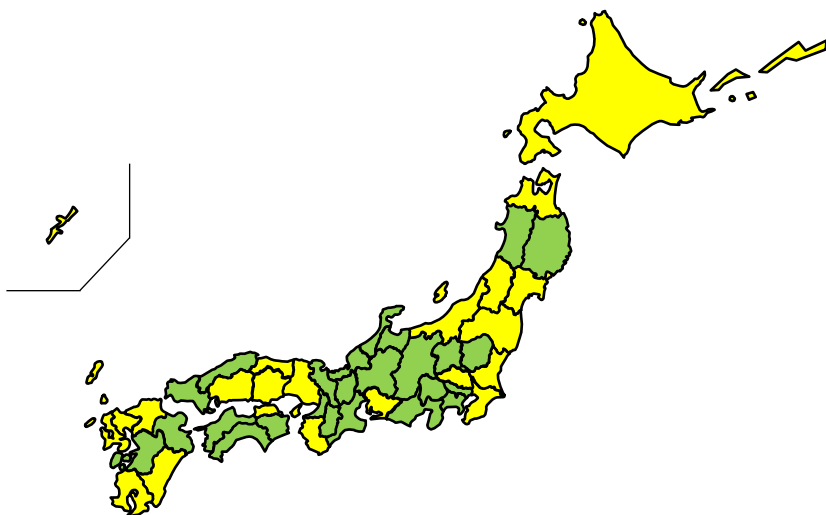
鳥インフルエンザ対策の強化について(家きん農場における緊急消毒)

- 野鳥をはじめ、環境中に広くウイルスが浸潤していることを踏まえ、高病原性鳥インフルエンザのまん延防止を図るため、**家きんでの高病原性鳥インフルエンザ発生道県から、家きん農場において緊急消毒を実施する。**
- 緊急消毒と同時に、引き続き、農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るとともに、**地域一体となった防疫の取組に対する支援**を行う。

○緊急消毒

家きんでの高病原性鳥インフルエンザ発生道県から、鶏舎周辺の敷地など家きん農場における消石灰による緊急消毒を支援。

- ・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生地域(令和4年12月22日時点)



- 家きんでの発生県
- 家きんでの未発生県

○農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底

最大限の緊張感をもって、鳥インフルエンザ対策に取り組んでいくことを確認し、幅広い関係者に対し、発生予防及びまん延防止のための対応強化を、野村農林水産大臣が呼びかけ。

- ・鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部(令和4年12月7日)



○地域一体となった防疫の取組に対する支援

消毒機器の整備、ため池等での野鳥飛来防止対策などの地域一体となった取組に対して支援。

令和4年12月22日

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る環境省の対応について

環境省

1. 家きんにおける発生時の対応

- 発生農場周辺半径 10km 圏内を「野鳥監視重点区域」に指定し、発生道県に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 指定区域を管轄する地方環境事務所にて、発生道県と連携し現地周辺の野鳥に関する情報収集を行うよう指示。
- 野鳥での感染状況の把握等を目的として、発生道県において区域内の渡り鳥の飛来状況や鳥類の生息状況等の調査を実施するよう要請。

2. 野鳥における発生時の対応と現状

- 野鳥回収地点の半径 10km 圏内を「野鳥監視重点区域」に指定し、発生道県と連携して野鳥の監視の強化を実施。
- 特に鹿児島県出水市の「野鳥監視重点区域」では、ツル類の大量死を確認。地元県市ほか環境省職員等の関係者で連携して合計 1,300 羽を超える死亡野鳥の回収、処理等を実施中。
- その他の「野鳥監視重点区域」では、野鳥の大量死等の異常は確認されていない。